

ユニット型指定短期入所生活介護・ユニット型指定介護予防短期入所生活介護 重要事項説明書

<令和6年8月1日現在>

1. サービスについての相談窓口

担 当： 生活相談員 澤田 久美子 石田 耕作
 介護支援専門員 吉岡 秀樹

電 話：0749-49-5125（8：30～17：00）

*ご不明な点は何でもおたずね下さい。

2. 事業所の概要

(1) サービスの種類と地域

事業所名	ハッピーライフゆりの郷ショートステイ
所在地	滋賀県愛知郡愛荘町市1509番地
指定番号	2571700240
サービスの種類	ユニット型指定短期入所生活介護・ユニット型指定介護予防短期入所生活介護
通常の送迎 の実施地域	愛荘町、豊郷町、甲良町、彦根市（鳥居本中学校区以外）、多賀町、東近江市（旧八日市市、旧能登川町、旧五個荘町、旧湖東町、旧愛東町、旧永源寺町（高野・山上・石谷・一式））近江八幡市（旧安土町）

*その他の地域にお住まいの方もご相談下さい。

(2) 職員体制

令和6年8月1日現在

職 種	計	職務
管理者	1名（兼務）	職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
生活相談員	1名以上 (併設本体施設含む)	利用者の相談や利用計画等サービスの調整を行う。
介護職員	22名以上 (併設本体施設含む)	利用者に対し、サービス計画に基づいて日常生活が自立した生活が送れるよう支援する。
看護職員	2名以上 (併設本体施設含む)	利用者の健康保持のための適切な措置をとる。
機能訓練指導員	1名（看護師兼務）	利用者の日常生活上の機能訓練を行う。
管理栄養士	1名（兼務）	利用者の栄養や身体の状態、嗜好を考慮した献立及び調理指導を行う。
調理員	5名（委託）	食事の提供に必要な調理を行う。
事務職員	2名以上（兼務）	施設の維持、運営に必要な事務を行う。
医師（嘱託）	1名（兼務）	利用者の健康管理、療養上の指導を行う。

人数は常勤換算数

(3) 設備概要

定 員	20名 (2ユニット各10名)
居 室	個室20室 (1室 15.17m ²) 各ユニットに10室
機能訓練室	デイルーム・食堂兼用
浴 室	一般浴・臥床式特殊浴槽・座位式特殊浴槽
医 務 室	1室 (12.00m ²)
デイルーム	2室 (1室 123.49m ²) 各ユニットに1室

3. サービス内容

項 目	サービス内容
介護計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・利用期間が4日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」又は「介護予防サービス計画」に沿って、「短期入所生活介護計画」又は「介護予防短期入所生活介護計画」を作成し、利用者および家族に説明し同意をいただきます。
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士の立てる献立表により、利用者の栄養と身体状況や嗜好、季節感等を配慮した食事を提供いたします。 ・食事時間 <ul style="list-style-type: none"> 朝食 07:30～09:00 昼食 12:00～13:30 夕食 18:00～19:30 ・食事は、原則としてデイルームをご利用いただきます。湯茶等のサービスもあります。 ・特別な食事：医師の指示がある場合は、指示に従って必要な食事を提供します。料金は別途かかる場合もあります。
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行います。 ・おむつ代は介護保険給付対象となっておりますので、ご負担の必要はありません。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・7日間の利用で、2回利用していただきます。3泊4日から2回になります。ただし、利用者の状態に応じて、清拭等になる場合があります。タオル、バスタオルは持参して下さい。1回分の入浴準備もお願いします。
生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・介護計画に沿って、着替え、排泄、入浴、食事等の介助、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付き添いなどを行います。
洗 濯	<ul style="list-style-type: none"> ・衣類の洗濯は施設で対応します。ウールなど手洗いのものや、ドライクリーニングが必要な衣類については、対応できません。退所日の洗濯についてはできないこともありますので、未洗濯用のビニール袋をご持参下さい。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・入所時に健康チェックするほか、必要に応じて健康チェックを行います。 ・受診が必要な場合はご家族様の責任でお願いします。受診に伴う送迎を希望される場合は介護保険外となります。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・介護計画に沿って、デイルーム等にて日常生活の中での訓練を行います。
生活相談	<ul style="list-style-type: none"> ・担当相談員までお気軽にご相談下さい (相談窓口) 事務室 生活相談員
教養娯楽	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の嗜好に合わせた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供していきます。

品保管	<ul style="list-style-type: none"> ・身の回り品については、居室にて、備え付けの床頭台や、タンスにてお預かりします。 ・自宅の鍵の管理は担当者にご相談下さい。
理美容サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・月に1回以上、理美容業者が入っております。料金は別途かかります。(基本は第1、第3金曜日の午前中) ・予約は1週間前をお願いします。
送迎	<ul style="list-style-type: none"> ・送迎時間 迎え-----9時から10時頃 送り-----15時半から16時半頃 ・日曜日と年末年始の送迎はしていません。 ・前日にお迎えの時間と体調の確認を入れさせていただきます。 ・利用当日の送迎の人数や、天候、交通事情等により送迎時間が前後することがありますので、あらかじめご了解願います。 ・ご家族様で送迎される場合は、送りは朝9時以降に到着、迎えは16時半までをお願いします。
サービス提供の記録・保管	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの提供に関する記録を作成することとし、これをご契約終了後2年間保管いたします。サービス提供記録についてはご家族の請求により閲覧できることとします。

4. サービス利用方法

(1) サービス利用契約

まずは担当の介護支援専門員にご相談下さい。居宅サービス計画に則ってご利用について当施設と調整となります。ご利用期間決定後に契約を締結いたします。

サービスの利用に当たり、主治医からの「健康診断書・診療情報提供書」が必要です。利用後も、必要な場合は再度提出をお願いすることもあります。

(2) サービス利用の中止

① 利用開始予定日以前の中止

入所前に利用者のご都合でサービスを中止する場合、分かりしだい早めにその旨を担当者にご連絡ください。なお、キャンセル料をいただく場合があります。

② 利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
 - ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
 - ・利用中に体調が悪くなった場合
 - ・利用者または家族が、故意または重大な過失により施設や施設職員又は他の利用者に対して、生命・身体・財物・信用等を傷つけ(身体的暴力及び精神的暴力、並びにセクシャルハラスメントのハラスメント行為を含む)、またはこの契約を継続し難いほどの背信行為を行い、その状況の改善が認められない場合。
 - ・利用者が、他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合
- 上記の場合、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。

(3) サービス利用契約の終了

① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際にサービスをご利用中でなければ、文書でのお申出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が他の介護保健施設に入所した場合
- ・サービスを受けていた利用者の介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

③ その他

・利用者がサービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払われない場合、または利用者やご家族等が当施設や当施設の職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただく場合があります。なお、この場合契約終了後の予約は無効となります。

・利用者の故意又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

5. 利用料

① 介護保険給付対象のサービス利用料（1日あたり）（別紙利用料金説明書参照）

*償還払いの場合には、一旦、介護給付額全額をお支払いいただき、「サービス提供証明書」を交付しますので、その後領収書を添付して保険者に請求されますと原則的には9割又は8割又は7割の還付が得られます。

② 介護保険給付対象とならないサービス利用料（別紙利用料金説明書参照）

③ その他のサービス

特別食、電化製品等の持込料、テレビ貸し出し、理美容サービス、複写物、行事費・教養娯楽費等は別紙利用料金説明書の通り、別途料金となります。

*利用料自己負担分、食費、居室費については、所得に応じた減免措置や保険者独自の減免制度があります。又自然災害発生等で、厚生労働省が定める減免措置により、利用料を減免する場合があります。

④ キャンセル料（利用者は、利用開始前にサービスを中止する場合、事業者に対しすみやかにその旨を連絡して下さい。このとき利用者には、キャンセル料をお支払いいただく場合があります。）

⑤ 支払方法

原則として、金融機関口座からの自動引き落とし（滋賀銀行・関西みらい銀行・滋賀中央信用金庫・長浜信用金庫・湖東信用金庫・滋賀県信用組合・滋賀県民信用組合・近畿労働金庫・大垣共立銀行・滋賀県信用農業協同組合連合会・滋賀県内農業協同組合）となります。ゆうちょ銀行からは自動引き落としできません。自動引き落としは毎月20日（土日の時は翌日）。請求書は15日までに発送します。

6. 当事業所のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視した運営を行うとともに、利用前の生活

と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しつつ、利用者の心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図り、それぞれのユニットにおいて利用者が相互に社会的な関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるようお手伝いいたします。

(2) 施設利用に当たっての留意事項

事 項	内 容
利用前の お願い	<ul style="list-style-type: none"> ・所持品の用意をされましたら、「ショートステイ衣類・物品チェック表」の記入をお願いします。 ・利用当日に「ショートステイ連絡ノート」の用紙に、体調・睡眠・食欲・便秘・体温等の記入をお願いします。
所持品の持ち込み	<ul style="list-style-type: none"> ・入所当日の持ち物 衣類(普段着2枚、下着上下2組、寝間着2組、靴下2組) タオル、バスタオル各2枚、上靴(履きなれたもの) 洗面用具(歯ブラシ、歯磨き粉、コップ、くし)、かみそり、メガネ ティッシュペーパー、入れ歯、入れ歯ケース(必要な方) 利用期間分の薬(1回ごとにまとめて名前を記入してください。説明書も一緒にお持ちください)必ず必要分のご持参をお願いします。 ・入浴準備を1組ご用意下さい。 ・ウールなど手洗いのものは縮むことがありますので、ご持参いただかないようにお願いします。 ・テレビ、ラジオ、電気毛布等、電気製品の持ち込みについては使用料がかかりますので、事前にご相談下さい。 ・利用者の個人管理のお金については、管理や金額の把握はできません。紛失した場合も一切責任はおえません。 ・衣類、日用品等の持ち物には、紛失に備えて全て名前を油性のマジックで記入してください。黒い衣類については、白布を縫い付けて記入してください。記入がない場合、こちらの職員で記入させていただきます。 ・危険物(刃物等)、高額なもの、その他他の利用者のご迷惑となる物は持ち込むことはできません。貴重品はお持ちにならないで下さい。自宅の鍵等は事務所で預かります。
食べ物の持ち込み	<ul style="list-style-type: none"> ・健康上の理由により、職員にお尋ねください。
利用の変更や 体調不良時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・入所・退所時間に変更がある場合は、必ず施設へご連絡ください。 ・キャンセル、利用期間の変更はケアマネさんを通じて必ず連絡ください。 ・当日の体調不良でキャンセルする場合は直接施設へ連絡してください。 ・入所していただいても、体調不良や対応が困難な場合は退所していただく場合もあります。 ・施設では医師は常駐しておらず、看護師も日中しかおりませんので、入所前に医療情報はできるだけ詳しくお知らせください。
面 会	<ul style="list-style-type: none"> ・面会時間 9:00~12:00・13:00~17:00 面会票の記入をお願いします。 ・感染予防として、面会前に手洗い・うがい・手指消毒をお願いします。体調が良くない方は面会をご遠慮願います。 ・感染症が流行する時期には、各ユニットへの立ち入りをご遠慮いただいて、1階所定の場所での面会をお願いすることもあります。マスクの持参・着用をお願いします。面会時間を短縮する場合があります。また感染状況によっては面会を制限、中止することもあります。 ・食べ物の持ち込みは必ず職員に声をかけて、預けてください。持ち込みをお断りする場合があります。

外出	<ul style="list-style-type: none"> 必ず行き先と帰所時間、付添者、食事の有無など必要なことを所定の用紙で職員にお届けください。 体調によっては外出出来ない場合があります。 付き添いのない外出は、安全上認められません。
飲酒	<ul style="list-style-type: none"> 健康上の理由により、職員にお尋ねください。
喫煙	<ul style="list-style-type: none"> 全館禁煙とさせていただきます。
宗教活動	<ul style="list-style-type: none"> 施設内で、他の利用者に対する宗教活動および政治活動、営利活動、その他迷惑を及ぼすような行為はご遠慮ください。
ペット	<ul style="list-style-type: none"> ペットの持ち込みはお断りします。

7. 非常災害時の対策

非常時の対応	消防計画により対応します。
防災設備	必要な防災設備を備えております。
消防計画	年間2回の消防防災訓練を実施します。

8. 衛生管理等

利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療用具の管理を適正に行います。

また感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めます。

9. 業務継続計画の策定等

施設は、感染症または非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携、その他必要な措置を講ずるよう努めます。

10. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、ご家族の方に速やかに連絡いたします。また必要な場合は、担当介護支援専門員又は医師に連絡するなどの処置を講じます。夜間の救急搬送もありますので、24時間いつでも連絡がとれるように、あらかじめ医師やご家族の方の連絡先をお知らせください。旅行等で自宅を留守にする場合でも、連絡先や対応していただける方を事前にお知らせください。

11. 事故発生時の対応及び事故発生の防止

サービスの提供中に事故が発生し、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、すみやかに当該利用者の家族、居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者、主治医、保険者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。

また、当施設において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、当施設が加入している保険の範囲内で、速やかにその損害を補償いたします。

施設は、事故の発生または再発を防止するために必要な措置を講ずるよう努めます。

1 2. 身体的拘束等

当施設はサービス提供に当たり、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。緊急やむを得ず身体的拘束等を実施する場合は、事前にその事由を利用者およびご家族等に、提供ケアに関する説明書をもって説明し、同意を得ます。施設は、身体的拘束等の適正化を図るため必要な措置を講ずるよう努めます。

1 3. 人権の擁護、虐待の防止

施設は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な措置を講ずるよう努めます。

1 4. 秘密保持等

- (1) 施設およびすべての職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびそのご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、雇用契約終了後も同様といたします。
- (2) 利用者およびご家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者およびご家族に関する個人情報を提供いたしません。

1 5. サービス内容に関する相談・苦情

サービスに関する相談・要望・苦情などは1項の相談窓口あるいは下記窓口までお申し出下さい。

担当：生活相談員	澤田 久美子	石田 耕作
介護支援専門員	吉岡 秀樹	
(第三者委員への申し立てもできます)		
電話：0749-49-5125	FAX：0749-49-5138	
受付：8:30~17:00	(月曜日~金曜日)	

当事業所以外に次のところに苦情を伝えることができます。

愛荘町福祉課	0749-42-7694	(愛荘町役場愛知川庁舎)
豊郷町医療保険課	0748-35-8117	
近江八幡市介護保険課	0749-33-3511	
甲良町保健福祉課	0749-38-5151	
彦根市介護福祉課	0749-23-9660	
多賀町福祉保健課	0749-48-8115	
東近江市健康福祉部長寿福祉課	0748-24-5645	
滋賀県社会福祉協議会運営適正化委員会 (あんしんなつとく委員会) 077-567-4107		
滋賀県国民健康保険団体連合会介護保険課 077-522-0065		

1 6. 第三者評価実施状況

- ・未実施

17. 当法人の概要

法人名称	社会福祉法人 幸忍会
代表者	理事長 吉岡 忍
法人本部所在地	〒529-1313 滋賀県愛知郡愛荘町市1509番地
電話番号	0749-49-5125
法人設立	平成18年12月
施設等（種別）	特別養護老人ホームハッピーライフゆりの郷

本書面により、ユニット型指定短期入所生活介護・ユニット型指定介護予防短期入所生活介護についての重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

所在地：〒529-1313 滋賀県愛知郡愛荘町市1509番地
名称：社会福祉法人 幸忍会
ハッピーライフゆりの郷ショートステイ
説明者：氏名

私は、本書面により、事業者からユニット型指定短期入所生活介護・ユニット型指定介護予防短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。

本人

氏名

代理人

氏名

(別紙)

利用料金説明書

令和6年8月1日現在

1. 介護保険給付対象のサービス利用料

(1) 施設サービス利用料（併設型ユニット型短期入所生活介護費）

利用料	介護給付額 10割	内自己負担額 1割	内自己負担額 2割	内自己負担額 3割
要支援1	5,290円	529円	1,058円	1,587円
要支援2	6,560円	656円	1,312円	1,968円
要介護1	7,040円	704円	1,408円	2,112円
要介護2	7,720円	772円	1,544円	2,316円
要介護3	8,470円	847円	1,694円	2,541円
要介護4	9,180円	918円	1,836円	2,754円
要介護5	9,870円	987円	1,974円	2,961円

・連続して30日を超えて入所している場合で、31日～60日までは1日につき自己負担が30円(1割負担)または60円(2割負担)または90円(3割負担)減額となり、61日以後については1日につき自己負担が32円(1割負担)または64円(2割負担)または96円(3割負担)減額となります。要支援1の方が連続して30日を超えて入所している場合は、1日につき自己負担が26円(1割負担)または52円(2割負担)または78円(3割負担)減額となります。要支援2の方が連続して30日を超えて入所している場合は、1日につき自己負担が33円(1割負担)または66円(2割負担)または99円(3割負担)減額となります。

(2) その他加算（一日あたり）

加算	介護給付額 10割	自己負担額 1割	自己負担額 2割	自己負担額 3割	備考
若年性認知症利用者受入加算	1,200円	120円	240円	360円	若年性認知症利用者を受け入れた場合
緊急短期入所受入加算	900円	90円	180円	270円	緊急利用者を受け入れた場合（7日または14日を限度）
療養食加算（8単位/回）	240円	24円	48円	72円	医師の指示による食事の管理
送迎加算（片道）	1,840円	184円	368円	552円	提供票に基づき送迎いたします

(3) 介護職員処遇改善加算

加算	介護給付額 10割	内自己負担額 1割	内自己負担額 2割	内自己負担額 3割
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	上記(1)(2)(3)の合計額に13.6%を乗じた額 (小数点以下端数四捨五入)	左額の10% (小数点以下端数切上)	左額の20% (小数点以下端数切上)	左額の30% (小数点以下端数切上)

2. 介護保険給付対象とならないサービス利用料

(1) 居室及び食事に係る自己負担額（介護保険負担限度額認定制度）

	居室に係る（居室費） 自己負担額（一日あたり）	食事に係る（食費） 自己負担額（一日あたり）
第一段階	880円	300円
第二段階	880円	600円
第三段階①	1,370円	1,000円
第三段階②	1,370円	1,300円
第四段階	3,000円	2,000円

- ・介護保険負担限度額認定証に記載されている金額になります。
- ・第四段階の食費2,000円の内訳（朝食490円・昼食810円・夕食700円）（昼食にはおやつ代含む。）
- ・入所日や退所日、外出された日の食費は、食事された内訳の合計額か、または上記の自己負担の、どちらか少ない方の金額になります。
- ・施設サービス利用料、居室費、食費については、所得に応じた減免措置や保険者独自の減免制度があります。
- ・食費については、個人の希望により、特別に用意する食事・外食等にかかった費用は実費負担となりますので、上記の金額を超える場合があります。

(2) 送迎代

- ・通常の送迎の実施地域を超えた方の利用の場合、超えたところから別途1kmあたり30円いただきます。なお、車輛に限りがあり、対応できない場合もありますのであらかじめご了承ください。尚、介護保険外は片道1,840円に加算を含む全額負担となります。

3. その他のサービス

- (1) 電化製品の持込料 テレビ・電気毛布・ラジカセ等—— 1点につき50円/日
(但し、携帯電話は対象外とする)

- (2) テレビ貸し出し 130円/日

- (3) 理美容サービス 移動理美容室等を利用した場合は実費分を負担。
カット—— 1,700円 シャンプー—— 1,000円
顔そり—— 1,000円 カラー —— 4,000円
ヘアマニキュア—— 5,500円 パーマ —— 4,000円

- (4) 複写物 10円/1枚

- (5) 日用生活費 実費
利用者の希望等により、身の回り品として日常生活に必要な物品の費用です。

- (6) 行事費・教養娯楽費 実費
利用者の希望によりレクリエーションや教養娯楽等に参加していただくことができます。費用がかかるときには実費をご負担いただきます。行事等で参加費用が必要な場合は事前にお伝えします。